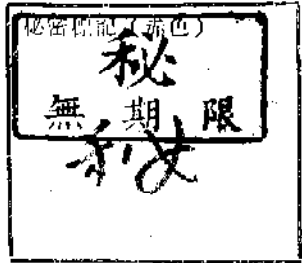


秘密指定解除
公文書監理室



非致了了了了了了

() 政第 680 号

昭和 昭和18年2月17日

外務大臣 殿

大韓民國 大使
後宮大



(件名)

韓国原爆被害者援護協会の実態について (内務)

引用公・電信
口付・番号

2月16日 韓国原爆被害者援護協会 辛泳珠

会長 朴正 徐錫佑 中央支却長が 手紙を送り

来館し、手島と話し、次のとおり語ったのである。

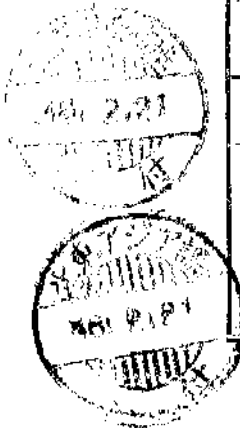
付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

0280



御報告申し切了。

記

1. 援護協会は、ソウル、京畿、江原、忠清南道、
慶南(昌山)、慶北(大邱)、湖南、釜山各地

陝川に六十ヶ所支部を構へてゐる。その中

江原道被害者が多くを占めてゐるが、

陝川支部に於て、ソウル支部の事務所には

会長以下5人の職員が在り、そのうち並合の

員、これ以外の支部には専任の職員は在り、

業務推進が乏しいのが実情である。ソウル支部

には、これに一人の有給職員を中核として事務が成り立つ

と思ふ。

2. 協会が保有してゐる原爆被害者登録名簿は、

当初は、63年に赤十字が原爆被害者の

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

實際調査を行ふ、如降 1,000名位を登録す。

如後、協会式、厚煤被害者、自発的に登録

をまじりながら増加し、現在 1,000名位に上り

つてある、^以同登録の内容、^以氏名・住所

以外は、被害の状況や現在の状況

が不明で、極めて不完全である。二、

69年に保健社会部^{閣内}、各道に指示を以て

實際調査を行へし、道庁にも、適當な調

査を行へし、^以500名位を登録す。

会長^載の自命や支部長は、^載各道に

「^載」状況である。

3. 協会に、實際調査の急務であることを

示す、上述の如く、各支部に手足がなく、自

調査を行ふことが出来ず、^載此手紙に登録

北朝鮮の返事が二枚。大部分の人が
 字を書かなくなった。4.5年前の時のように
 現地取材をして被害者の話を聞き出し
 たりして、現実の合理的改善を促す方向で
 調査をする中、中絶が少なくなった。少しプラスに
 なったと思えるところがある。

今回、北側の実態を把握する調査により、韓国政府
 に対して、しつこく要求を続ける必要がある。調査
 のための予算が少いという理由で、効果はあがり
 にくいと思われる。

又、^{韓国}原爆被害者に対して日本の各種団体の援助状況
 は、次のとおりである。

(1) 原水禁より何らかの形の援助はしている

手紙が協会に送っているが、協会を通じて原水禁

に政治的に本問題を利用してはいることは恐らく
 中央情報部に中相談してはいることはある。具体的
 に命令は付してはいる。

(2) 核禁会議は過去2回、原爆病専門医者と
 2、3名、1週間、韓国に派遣して被害者の
 診察、治療にあたりてはいるが、1回に2~300人
 しか処理できなかった。~~しかし~~（経費は2~300万円は
 かかっている）--- 別添資料1 参照あり

韓、核禁会議は過去に200万円寄付して
 くらいたったが、協会ではその資金で京畿道平澤
 に1万5千坪の土地を買った。（山林）。
 将来は^{三三三}地を1回被害者の自治村として
 作らうと思っている。

(3) 韓国^救の原爆被害者を援助する市民の会（別添資料2）
 参照あり

会長 本吉 義 展

事務局 吹田市桃山台3-26-5

会員 約 500名

同会は、各会員より250円の会費を徴収し、
 招募金運動を行っており、現在和歌山協会に
 130万円の寄付をしてくれている。102,000
 円は和歌山協会に運営費に使用していただき、
 被害者には何の恩恵も与えられておらず、
 実情である。

(4) 広島折鶴の会有志が、毎年数名来韓し、韓国
 原爆被害者の慰問にあたっている

★ (5) ライオンズ・クラブ (会員約10万人)

1人あたり2~3000円の寄付を徴収しているほか、

今も所定通りしている。

5. 韓国の子供被害者を救済する市民の会会長 本吉義宏

は、各支援団体が大同団結して（協会の形式）、

世論喚起のための署名運動、募金運動、^{政治的}特別立法

措置を推進する~~こと~~の構想を協会に伝えて

きているが、協会としては、政治色の強い支援は

韓国自身問題であるとして、受け入れがたいという

姿勢で臨んでいる。この構想を実現したいと思う。

（本吉は、過日米館に、^{本便に就}同様趣旨の証明を提出している。）

6. 今後、医療援助の方式につき、日韓両政府間で

協議が行われる可能性があるが、韓国政府としては、本件は

在米重要な案件であるとして、本件は余り熱心

な入札をしないとしている。日本側は積極的なインセンティブ

を是非求める。致し方ない。

別添資料 /

第二回 韓國被爆者診療醫師団滞韓日程表

日本側主催機關 日本広島市 被爆禁止平和建設促進會
 韓國側主催機關 韓國SEOUL市 韓國被爆受害者援護協會
 後 發 “ ” 大韓民國 保健社會部

1972. 10. 2 ~ 1972. 10. 17

月日	曜日	慶祝日	診 察			出 入 目		集 會	宿 泊			備 考
			地名	病院名	医師名	地名	氏 名		地名	HOTEL	氏 名	
10.2	月					SEOUL	戎崎河村 姜石榮 入國		SEOUL	KAL	戎崎 河村 姜石榮 全	
3	火	開天節										
4	水							保社部訪問, 打谷會				
5	木		SEOUL	中節市立病院	河村 姜石榮	SEOUL	河村出國				戎崎 姜石榮	
6	金			全								
7	土			全	全							
8	日											
9	月	冠岳節				釜 山	福永 鄭入國		釜 山		戎崎 姜石榮 鄭昌注	SEOUL에서 釜山에 移動
10	火		釜 山	福音病院							戎崎 姜石榮	
11	水		全	全	全	釜 山	戎崎 姜石榮 出國					釜山에서 陝川로 移動
12	木		陝 川	保健所	鄭昌注				陝 川	海印寺	姜石榮, 姜福永, 姜石榮 運轉士	
13	金		全	全	全				全	全		
14	土		全	全	全				全	全		
15	日								SEOUL	KAL		陝川에서 SEOUL로 移動
16	月								全	KAL		
17	火					SEOUL	全員返國					

尊稱省略

- ◎ 醫師 河 村： 広島 河村病院長 日本基督教医師連盟会長, 被爆部長代行 河村虎太郎 氏
- 石 田： 広島 原爆病院 内科部長 [Redacted] 氏
- 荒 木： 広島大学医学部 附属病院 医 師 [Redacted] 氏
- 土 肥： 全 全 医 師 [Redacted] 氏
- 鄭 昌注： 陝川保健所長 (広島 原爆研 系爆受害者治療修研) 鄭昌注 氏
- ◎ 団長 戎 崎： 労働純同盟 広島地方同盟會長 戎崎始成 氏
- 福 永： 書記長 福永久美 氏
- ◎ 随員 石 榮： 副書記長 石榮英雄 氏
- 姜 文原： 在日, 大韓民國居留民団 広島本部 団長 姜文原 氏

韓国の原爆被害者を 救援する市民の会

趣 意 書 約
規 規



〒565 吹田市桃山台 3丁目36番 5号
韓国の原爆被害者を救援する市民の会事務局
TEL 068 (71) 3446 ・ 振替大阪 28307

規 約

第一条(名 称) この会は韓国の原爆被害者を救援する市民の会という。

第二条(目 的) この会は、広島・長崎において被爆し、韓国に帰国した原爆被害者のおかれている実情を思い、医療の充実をはかるとともに、その自立への道を開くことに協力するため必要な救援活動をなし、さらにその活動を通して、世界に再び原水爆の惨禍が起こることのないように、市民として努力してゆくことを目的とする。

第三条(会 員) この会の趣旨に賛同する者は、会長に申し出て会員となることができる。会員は世話人会において別に定める会費を納入する。

第四条(事 業) この会は次の事業を行う。

- (1) 韓国原爆被害者援護協会との間に密接な連絡を保ち、被爆者への医療の充実をはかりまたその自立への道を開くために必要な援助をする。
- (2) 日本政府をはじめ国内の関係諸機関に対し韓国原爆被害者の援護につき具体的な措置をとることを要請する。
- (3) 日本国内の関係諸団体と協力および情報交換につとめ、また日本国の世論に対してこの会の趣旨を訴えてゆく。

(4) 機関誌を発行する。

(5) その他この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第五条(世 話 人) この会に二〇名以内の世話人 おき、世話人会を構成する世話人のうち一人は、事務局長一名、会計一名、会計監事一名を選出して会務を分担する。

第六条(運 営) 世話人会は会長が必要に応じて招集し、この会の事業計画その他会務全般につき協議し、その執行にあたる。

世話人会はこの会の事業および收支決算につき会員に報告しなければならない。この会の例会を原則として二ヶ月に一回開き、会員の活動状況の報告ならびに協議を行う。

第七条(会 計) この会の事業遂行のための経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

会員募集ならびに募金の方法

- 一、募金期間 一九七二年二月より一九七二年二月まで
- 二、募金目標 金一〇〇〇万円
- 三、会 員 この会の趣旨に賛同下さる方はどなたでも会員になることができます。振替用紙の裏に申し込み書が別り込んであります。
- 四、会 費 毎月一口 金二五〇円(窓口でも、また効力月分をまとめて納入も可)
- 五、臨時寄付 会員にならないで、寄付下さる場合もあり、大きくお受けいたします。
- 六、送金方法 (1) なるべく振替貯金をご利用下さい。
大阪二八三〇七番 韓国の原爆被害者を救援する市民の会
(2) 銀行振込の場合(左記)。
大和銀行千里支店 韓国の原爆被害者を救援する市民の会(普通預金)
- 七、会員および臨時寄付をいただいた方へ、会からお送りする機関誌を刊行のつどお送りします。

韓国の原爆被害者を救援しよう

韓国に原爆被害者がいると聞くに、驚かれる方があるかもしれませんが、もちろん韓匡に原爆が落とされたというわけではありません。それは、日本の広島・長崎にいて被爆した朝鮮人のうち、現在韓国に帰って生活している人たちのことです。この二つの町で、あわせて五万人の朝鮮人が死んだといわれ、朝鮮人被爆者のうち二万人が今の韓国に帰り、現在一万五千人が生存するであろうと推定されています。

さて、この人たちは、自分から好んで日本に移住し、原爆に会ったというのではありません。明治四十二年(一九一〇年)の日韓併合以来、日本政府の優先機関である朝鮮総督府によって土地を奪われ、「土地調査」などとして知られる)、日本の資本による搾取をうけ、多くの朝鮮人が、困窮の末やむなく日本に渡って来ていました。特に太平洋戦争末期には、徴用や「強制連行」によって、無理矢理に連れて来られた人たちがあり、被爆朝鮮人の大半は、この人たちであるといわれています。いずれにしても、朝鮮人が原爆に会ったということの背後には、このような戦前における日本の苛酷な朝鮮支配の歴史があったことを、まず想起すべきだと思います。

ところで、韓国政府は、朝鮮戦争の戦災者救済に加えて、ベトナム戦争派遣軍人の死傷者および家族保護の問題をかかえ、原爆被害者には、手がまわらないというのが、実情のようです。このため、被爆者は原爆症にあえぎ、また働くこともできぬ状態であるにもかかわらず、医療も生活の援助もうけることができません、きわめて悲惨な状態にあります。

こういう事情のため、自分自身被爆者である辛泳沫氏を会長とする韓国原爆被害者援護協会は、手弁当で調査、訴え、ならびに自立のための活動をはじめておりますが、原爆および原爆症に対する無関心、無理解の中で、孤立無援の状況におかれています。まことに恥かしいことながら、私たち日本人が、韓国にも被爆者がいたこと、そしてこんな窮状にあることを知ったのは、ほんの数年前のことでした。それ以来少数の人たちではありますが、この協会と連絡を取り、熱心な個人的救援がつつづいています。

さて、七一年夏季会長の二度目の来日を機会に、関心ある人たちが相会して同氏の切々たる訴えを聞き改めてこの救援が急を要するものであることを知り、広く市民の皆さまに呼びかける組織的な運動として展開するため、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」を結成し、裏面に記載した要項により会員を募り、また救援のための募金をする事となりました。

ところで、私たちの国は、原爆の被害者であると同時に、韓国の被爆者に対しては、加害者の立場にあることは、前述のとおりですが、にもかかわらず、私たちの政府は、戦争によるすべてのことは、日韓条約によってすべて清算済みであるとの建前をとり、この問題に対して目もくれようとしません。私たちはこの運動の中で、政府がこの問題に具体的に取り組むよう、強く訴えて行かなければなりません。

また、日本は韓国をはじめ東南アジアへ再び経済的軍事的な支配体制を築きつつあります。そして、私たちの国には、そうした国の人々に対する偏見と差別が、根深く存在し、さらに拡がろうとしています。私たちの運動は、こうした事実を告発することなしには決して進められないと考えます。

さらにまた、私たちは、全人類の悲願と、いうべ、原水爆禁止運動が、イデオロギーや、流派によってばげしく分裂し、そのために人々の熱意の冷めていることを、心から憂えるものですが、私たちの運動は、こうした分裂をこえて、世界平和達成へのねがいをこめて行きたいと思えます。

そういうわけで、私たちの運動は、単なる慈善のための募金ではなく、あくまでも市民の運動として、また、イデオロギーや党派などにも偏せず、利用、れなない運動でありたいと考えています。このため、心ある皆さまのご協力とご教示をいただきたく存じます。

私たちの当面の目標は、韓国原爆被害者のねがいに応えて、差し当りかの地に原爆症専門の医療施設を建設し、医療を受けられ、生活の自立もできるよう、資金的にお手伝いすることです。ここから出発して強いられた原爆の傷あとに苦しむ人々を、救援してゆきたいと思えます。一人でも多くの方が御賛同下さって、この運動に加わりまたご協力下さいますよう、お願いいたします。

韓国の原爆被害者を救援する市民の会

〒650 西宮市上太子三丁目六の二(西宮区) 九一六六

会長 本 吉 義 宏

(ハシダル神戸市理事)

(ミトス・エンダブライズ代表取締役)

〒650 吹田市桃山台三丁目三番五号(吹田市) 四三四四六

事務局長 松 昌 次

(日本友和会理事・弁護士)

〒650 神戸市灘区城の下通二丁目五番一七号(同区) 七二六六

会計責任者 関 藤 仁 志

(神戸臨海研究会代表・⑧システム運動部)